

- (1) 幼児教育段階・高等学校段階における障害のある子どもの学びの場の在り方について
- (2) 障害のある外国人児童生徒の支援や指導の在り方について
- (3) その他（学校再開に向けて）

株式会社 LITALICO 野口晃菜

(1) 幼児教育段階・高等学校段階における障害のある子どもの学びの場の在り方について

- ・幼児教育段階においては、保育所等訪問支援の活用や児童発達支援事業所など福祉との連携をより推進することで、共に過ごし共に学べる環境の構築を目指す。
- ・高等学校段階においては、通信制高校や定時制高校に多くの発達障害のある生徒が在籍しているが、支援環境が整備されていない。実態把握（退学者の数や進学状況）をした上で、アドバイザーを派遣する、研修実施、ハローワークや就労支援施設との連携を義務付けるなど、必要な支援体制を早急に構築すべき。どの高校であっても入学時及び入学後に合理的配慮が受けられる仕組みを構築すると共に、知的障害コースや、特別支援学校の分校の実践事例を全国に共有するなど、高等学校段階におけるインクルーシブ教育システムの方針やモデルを示していくべき。

(2) 障害のある外国人児童生徒の支援や指導の在り方について

- ・就学先決定や合理的配慮について、日本語が第1言語でない保護者も情報にアクセスできるように、多言語とやさしい日本語での情報ハンドブックなどの作成をする必要がある。
- ・特別支援学級に在籍する外国籍の子どもは日本人の子どもと比較して2倍*1。外国籍であり特別支援教育の対象の可能性がある児童生徒に対するアセスメント方法については、エビデンスに基づく手法を導入できるように検討すべき。
- ・日本語指導教師に対して、特別支援教育の必要性を感じる児童生徒がいたときの対応方法、特別支援教育コーディネーターや支援学級担任との連携方法に関する研修を実施する必要がある（研修動画に含むなど）
- ・特別支援担当教師に対して、日本語が第1言語でない児童生徒がいる場合は、日本語指導教師と個別の教育支援計画・指導計画作成時などに連携する等伝えていく必要がある。

(3) その他（今後の学校再開に向けて）

- ・今後分散登校になることを踏まえ、オンラインでの双方向のやり取りなどを含む家庭での学習を継続する学校もあると思われる。プリントを配布するのみであとは家庭に任せる学校も多い。休校中に実践された事例を集め共有することで、家庭における学びの保障の方法のノウハウを蓄積する必要がある。
- ・学校再開後の学びの保障の方法について、保護者・本人に過度な負担のない形でどのように保障をしていくのが良いのかについて、方針や事例を示す必要がある。

*1: 毎日新聞 (2019). 「支援学級在籍率、外国籍は2倍 日本語力原因か 集住市町調査」2019年9月1日付